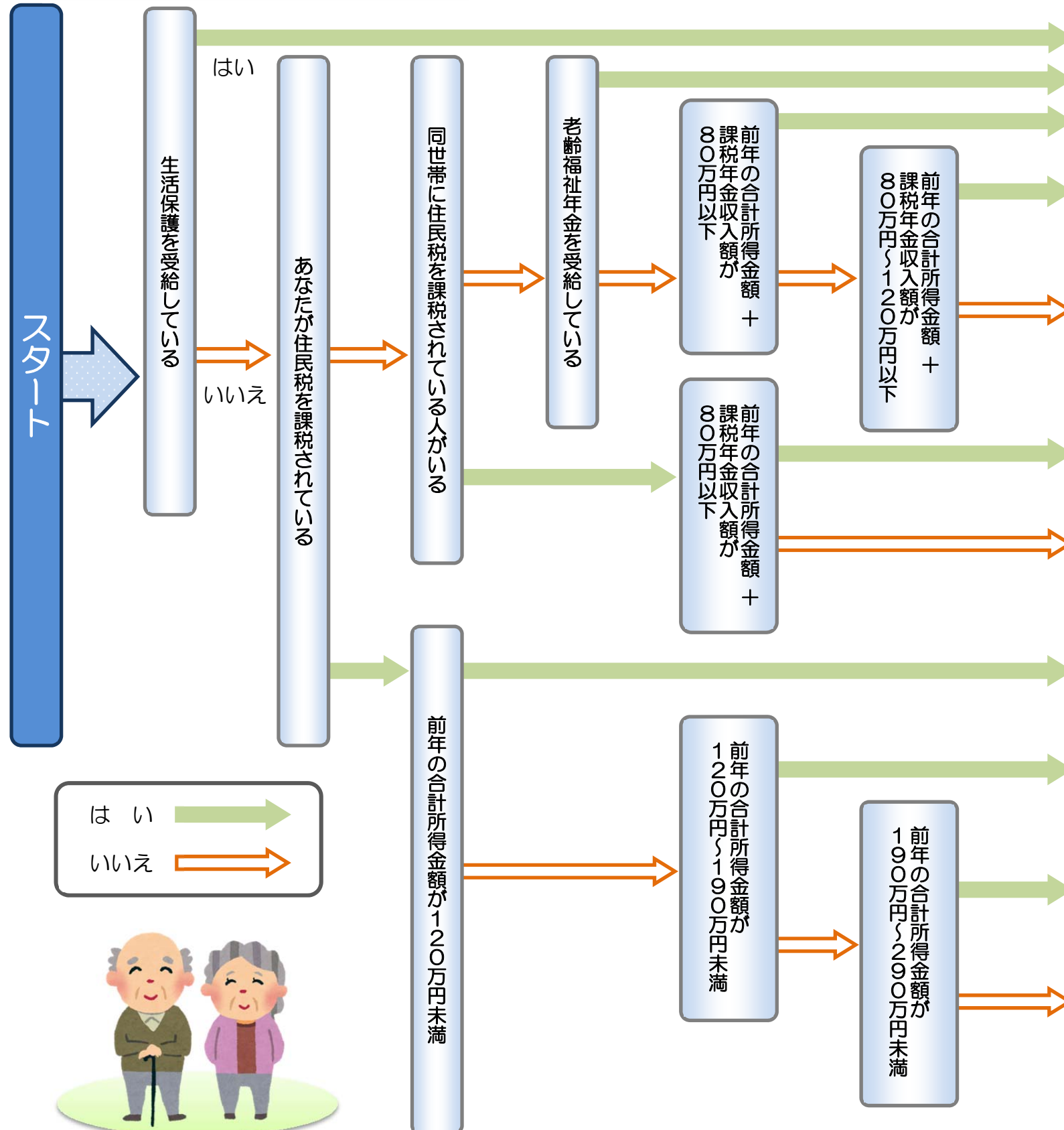


# 所得段階と介護保険料

保険料段階を  
確認してみましょう！

(平成 27 年度から介護保険料が変わりました)  
65 歳以上の方の保険料は本人または同世帯員の  
住民税課税状況や所得額に応じて決定します。



はい →  
いいえ →



【老齢福祉年金】 明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人などで、一定の所得のない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。  
【合計所得金額】 収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。  
【課税年金収入額】 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金は含まれません。

所得段階	対象者	負担割合	月 額	年 額
第 1 段階	生活保護を受給している方及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者または、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.50 ※(0.45)	2,540 円 ※(2,286 円)	30,480 円 ※(27,432 円)
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額 × 0.75	3,810 円	45,720 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	基準額 × 0.75	3,810 円	45,720 円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.90	4,572 円	54,864 円
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	基準額	5,080 円	60,960 円
第 6 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.20	6,096 円	73,152 円
第 7 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	基準額 × 1.30	6,604 円	79,248 円
第 8 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	基準額 × 1.50	7,620 円	91,440 円
第 9 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 290 万円以上の方	基準額 × 1.70	8,636 円	103,632 円

※平成 27 年 4 月より公費を投入し、第 1 段階者を対象に軽減措置を実施  
平成 29 年 4 月より（消費税 10% 引上げ時）消費税による公費を投入し、住民税非課税世帯全体を対象に軽減措置を実施予定